

令和 7 年度

第 1 回

榛東村農業委員会総会議事録

榛東村農業委員会

◎挨拶

(会長挨拶)

(午前 9時58分)

◎議事録署名委員指名

議長 3番、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名は、榛東村農業委員会総会運営規則第10条により、議長が指名することとなっております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 それでは、9番、村上誠一君、10番、高橋裕君の2名を本日の議事録署名委員に指名いたします。

なお、会議書記には事務局、富澤剛君を指名いたします。

◎議案第1号

議長 4、議題、議案第1号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見についてを議題とします。

事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第1号 農用地利用集積等促進計画（案）の意見について説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

農用地利用集積等促進計画（案）の意見について。

別紙のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画の策定を群馬県農業公社へ要請することについて意見を求める。

令和7年4月10日提出、榛東村農業委員会会長。

以下、内容等につきましては、小板橋主任から説明いたします。

議長 小板橋主任の説明を求めます。

小板橋主任 資料、議案書の3ページをご覧ください。

農地利用集積等促進計画について、ご説明します。

まず1件目の計画です。農地の所在は、榛東村大字長岡字梨子木平1978番1外1筆。現況地目はともに畑。面積は合計で1,746平米。権利の種類は使用貸借権。利用目的は畑利用です。利用権を設定する者は長岡の方で、始期は令和7年6月1日から5年

間の令和12年5月31日までです。利用権の設定を受ける者は前橋市の方です。なおこの農地は地域計画内になります。

次に、2件目の計画です。農地の所在は榛東村大字山子田字十日市54番1。現況地目は田。面積は合計で1,610平米。権利の種類は使用貸借権。利用目的は水田利用です。利用権を設定する者は山子田の方で、始期は令和7年6月1日から5年間の令和12年5月31日までです。利用権の設定を受ける者は前橋市の方で、なお、この農地は地域計画内となります。

3件目の計画です。農地の所在は榛東村大字山子田字川端549番、新保680番、新井字雛子3190番1外1筆です。現況地目は全て畑。面積は合計で4,819平米。権利の種類は使用貸借権。利用目的は畑利用です。利用権を設定する者は山子田の方で、始期は令和7年6月1日から5年間の令和12年5月31日までです。利用権の設定を受ける者は前橋市の方です。なお、山子田字川端549番は地域計画内、新保680番、雛子3190番1外1筆は地域計画外となります。

次に、議案書4ページ、4件目の計画です。農地の所在は榛東村大字山子田字川端762番。現況地目は田。面積は1,681平米。権利の種類は使用貸借権。利用目的は水田利用です。利用権を設定する者は山子田の方で、始期は令和7年6月1日から5年間の令和12年5月31日までです。利用権の設定を受ける者は前橋市の方です。なお、この農地は地域計画外となります。

5件目の計画です。農地の所在は榛東村大字山子田字坂爪974番3外1筆。現況地目はともに田。面積は合計で575平米。権利の種類は使用貸借権。利用目的は水田利用です。利用権を設定するものは山子田の方で、始期は令和7年6月1日から5年間の令和12年5月31日までです。利用権の設定を受ける者は前橋市の方です。なお、この農地は地域計画外となります。

続いて、6件目の計画です。農地の所在は、榛東村大字山子田字坂爪978番1外1筆。現況地目はともに田。面積は合計で1,602平米。権利の種類は賃借権。利用目的は水田利用です。借り賃は米30キロの物納です。利用権を設定する者は山子田の方で、始期は令和7年6月1日から5年間の令和12年5月31日までです。利用権の設定を受ける者は前橋市の方で、この農地は地域計画外となります。

7件目の計画です。農地の所在は榛東村大字山子田字釈迦堂1444番1。現況地目は田。面積は1,700平米。権利の種類は賃借権。利用目的は水田利用です。借り賃は米30キロの物納です。利用権を設定する者は山子田の方で、始期は令和7年6月1日から5年間の令和12年5月31日までです。利用権の設定を受ける者は前橋市の方で、地域計画外となります。

次に、8件目の計画です。農地の所在は榛東村大字新井字清水貝戸503番4。現況地目は畑。面積は1,811平米。権利の種類は使用貸借権。利用目的は畑利用です。利用権を設定する者は山子田の方で、始期は令和7年6月1日から5年間の令和12年5月31日までです。利用権の設定を受ける者は前橋市の方で、こちらは地域計画外となります。

次に、9件目の計画です。農地の所在は榛東村大字新井字下新井3303番1。現況地目は田。面積は合計で605平米。権利の種類は使用貸借権、利用目的は水田利用です。利用権を設定する者は新井の方で、始期は令和7年6月1日から5年間の令和12年5月31日までです。利用権の設定を受ける者は新井の方で、地域計画内となります。

最後に、10件目の計画です。表記が9件目となっていますが、所有者がそれぞれ分かれていますので、下の所有者の方の件について読み上げさせていただきます。農地の所在が新井字下新井3310番2。現況地目は田。面積は合計で1,389平米。権利の種類は使用貸借権。利用目的は水田利用です。利用権を設定する者は新井の方で、始期は令和7年6月1日から5年間の令和12年5月31日までです。利用権の設定を受ける者は新井の方で地域計画内となります。

最後に、簡単に借り手の営農状況について説明いたします。議案書の7ページをご覧ください。

7ページの下のように記載がある借り手の営農状況についてご説明します。

1件目から8件目につきましては、25歳男性、農業従事日数300日、現在耕作している農地の面積は全て借入れ地で約2.2ヘクタール、主たる経営作物はナス、ブロッコリー、スイートコーン、世帯員は2名、主な農機具の保有状況はトラクター1台、動力噴霧機1台、管理機1台、軽トラック1台となります。

続いて、議案書の23ページをご覧ください。

9件目の借り手の営農状況につきまして、65歳の男性、農業従事日数250日、現在耕作している農地の面積は自作地で約3反8畝、借入れ地で約1反の計5反、主たる経営作物は水稻、主な農機具の保有状況はトラクター1台、コンバイン1台、田植え機1台、乾燥機1台となります。

説明は以上です。

議長 議案第1号について、事務局の説明が終わりました。

ご質疑ございませんか。

推進委員4番、羽鳥静男君。

羽鳥委員 自己に関する案件がありますので、退席の許可をお願いいたします。

議長 羽鳥委員の退席を認めます。

(羽鳥委員退席)

議 長 ほかに質疑ございませんか。

12番農業委員、小山伸一君。

小山委員 12番農業委員の小山でございます。

まず前橋市のこの方、新規就農された方で、今回、主に田んぼを多く借り入れるというようなことの中で、所有器具が現在、まだ田んぼに関する機械がないということ、当然、ある程度購入される形で進んでいるかと思えます。

その関係でその状況をちょっとお知らせ願えればと思いますのでお願いいたします。

議 長 事務局。

小坂橋主任 田の利用に関する農機具の取得状況につきまして、現在、金融機関からの借入れなどの調整を進めているところですが、早ければ今年度中に田植え機の購入をするところです。

田植え機と、あと、乾燥機については、今年度中に購入することを計画しています。資金の調整もありますので、今年度一気に購入することはできないんですけれども、その間については村内の農業法人に機械を借りながら耕作するというふうに話を聞いています。

以上です。

議 長 12番、農業委員、小山伸一君。

小山委員 そうすると、機械の購入の予定はあるけども、取りあえず、今年度間に合わない、農業法人の機械を借りて、今年度については作業をする、という形の認識でよろしいでしょうか。

議 長 事務局。

小坂橋主任 間に合わないものについては、農業法人に借りて作業をするというふうに聞いています。

以上です。

議 長 ほかに質疑ございませんか。

7番一倉伸一君。

一倉委員 農業委員の一倉です。

この人は新規にこれだけ借りるということなんですけど、今まで持っているという、借りているやつはどのくらいあるんですか。全部で、だから、どのくらい、トータルでどのくらいやっていくということなんです、年間通して。

議 長 事務局。

小坂橋主任 新規でされている方の現在の耕作地については、議案書の7ページの左下

あたりに記載があるものになりまして、現在耕作している農地の面積が全て借入れ地で約2.2ヘクタールとなります。こちらの農地に追加で今回の新規の契約をしているというところになります。

以上です。

一倉委員 だから、全部機械は借りてやっていくということなんですか。

議長 事務局。

小坂橋主任 現在も借りてやっているところでありまして、そうですね、この面積については賄えるということであります。

議長 長 ほかにございませんか。

事務局長。

事務局長 今の質問で、もちろん機械もそうなんですが、今年度については、従業員も増やして耕作、水稻も露地野菜もやっていくということです。

以上です。

議長 長 他にございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 長 質疑なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 長 全員賛成。よって、議案第1号 農用地利用集積等促進計画(案)の意見については原案のとおり決定することとします。

ここで、小坂橋主任の退席を認めます。

(小坂橋主任退席)

議長 長 羽鳥推進委員の入室を認めます。

(羽鳥委員入室)

◎議案第2号

議長 長 次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

議案第2号、番号1について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第2号、番号1について、説明申し上げます。

議案書26ページ、現地確認調書2ページからとなります。

議案第2号、番号1、図面番号1。農地の所在は大字新井字判塚2647番1外2筆。

地目は登記簿、現況ともに畑。合計面積は967平米。権利種別は3条無償移転、内容は贈与。譲渡人は新井の方。経営面積は自作地122.4アール。申請事由は、農地の管理ができず、困っていたところ、譲受人から申出があり応じることにしたとのこと。譲受人も新井の方。経営面積は自作地はありません。申請事由は、野菜作りを中心に営農しており、申請地は自宅南側に隣接しているため、譲り受けて、野菜作りをしたいとのこと。受入れ世帯の稼働人員は3人中2人です。

議案書27ページをご覧ください。

議案第2号、番号1に関する農地法第3条調査書を添付しております。

以上で議案第2号、番号1の説明を終わります。

議長 議案第2号、番号1について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員3番、真下治彦君。

真下委員 農業委員3番の真下です。

地元の委員として補足の説明をさせていただきます。

この農地は自宅のすぐ南側になるんですけど、実際のところ、もうしばらく前から耕しており、管理機でほとんど今までやってきているということです。

ここの譲受人の経営面積がゼロで野菜作りをしているというところもちょっと疑問なんですけど、借りて今までやっていたということで、そこはちょっと考慮していただくのと、本人というよりも、譲るほうが大分土地を持っていまして、耕作放棄地にしないように、譲るんだということで、この話が持ち上がったそうです。

ですから、地元としては耕作放棄地にしないように、草退治してもらうことはいいんじゃないかと思いますので、この件に関しては許可相当と私は思いますので、皆さんのご検討をお願いします。

以上です。

議長 ただいま、地元の委員から許可相当との説明がありましたが、ほかに意見はありませんか。

（「なし」という声あり）

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第2号、番号1について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長 全員賛成。よって、議案第2号、番号1は原案のとおり許可相当といたします。

次に、議案第2号、番号2について、事務局長の説明を求めます。

事務局長 それでは、議案第2号、番号2について説明申し上げます。

議案書26ページ、現地確認調書は4ページからとなります。

議案第2号、番号2、図面番号2。農地の所在は大字広馬場字宮室700番1外1筆。地目は登記簿、現況ともに畑。合計面積は582平米。権利種別は3条有償移転、内容は売買。譲渡人は広馬場の方。経営面積は自作地71.3アール。申請事由は、農地の管理ができず困っていたところ、譲受人から申出があり応じることとしたとのことです。譲受人も広馬場の方。経営面積は自作地86.1アール。申請事由は、多角的に営農しており、農業経営拡大のため、申請地を譲り受けて野菜作りをしたいとのことです。受入れ世帯の稼働人員は4人中3人。

議案書28ページをご覧ください。

議案第2号、番号2に関する農地法第3条調査書を添付しております。

以上で、議案第2号、番号2の説明を終わります。

議長 議案第2号、番号2について事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員8番、田嶋久実君。

田嶋委員 8番農業委員の田嶋です。

ただいま、事務局長から説明のありました議案第2号、番号2の申請につきまして若干補足説明をさせていただきます。

権利の種別については、農地法第3条有償移転であります。

譲渡人、譲受人の申請理由につきましては、ただいま事務局長の説明のとおりであります。

現地確認調書については、4ページ、5ページとなります。

まず場所ですけれども、広馬場の八之海道の信号を南へ七、八百メートルぐらいですかね、下り、聖宮神社を通り過ぎて宮室の集会所をちょっと通り過ぎた左の農地であります。

譲渡人については、もう高齢化で、農地の管理も難しい、困っていた状態であったということで、近くに住む譲受人がその話を聞きまして、ちょうどその譲受人の自宅の隣なんですね。隣は実家なんですけれども、その実家の前の農地ということで、非常に譲受人にとっては利便性がよくて効率的に野菜が作れるということでもあります。

そういったことで、特に農地の利用の状況については、前の耕作、申請前と変わることなく、周辺に悪影響も及ぶこともないということでもあります。

特に問題はないと思いますので、許可相当と思われます。よろしくご審議のほどお

願ひ申し上げます。

以上です。

議 長 ただいま地元の委員から許可相当との説明がありましたが、ほかに意見はございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第2号、番号2について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、議案第2号、番号2は原案のとおり許可相当といたします。

◎議案第3号

議 長 次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。

議案第3号、番号1について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 議案第3号、番号1について説明申し上げます。

議案書は29ページ、現地確認調書は7ページからとなります。

議案第3号、番号1、図面番号1。農地の所在は大字山子田字柳沢2520番23。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は980平米。権利は所有権移転、売買。譲渡人は山子田の方。譲受人も山子田の方。転用目的は建売分譲住宅用地、2区画。施設等は建売住宅52.99平米が2棟。転用理由、譲受人は申請地は日当たりがよく、高崎、前橋の通勤圏であり、交通の便もよいため、建売分譲住宅用地として利用したいとのことです。譲渡人は、譲受人の申出を受け、申請地を譲り渡したいとのことです。備考ですが、農振除外済み。農地区分は2種農地。

以上で、議案第3号、番号1の説明を終わります。

議 長 議案第3号、番号1について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員10番、高橋裕君。

高橋委員 農業委員10番の高橋です。

議案第3号、番号1についての補足説明をしたいと思います。事務局長の説明のとおりではありますが、若干位置等の説明をしたいと思います。

現地はしんとう総合グラウンドより下りまして300メートルほど東に下った右手というところ。既に、村道に面しておりまして、こちらの現地確認調書の7ページを見ますと、現地より左手に住宅がなさそうに見えるんですけども、もう既に住宅地となっております。東側も住宅地、それから、道路が一部、南に公衆用道路ということで入っております。それでこちらに関しては若干傾斜がありまして、東側、それから西側に擁壁がありというような形らしいです。雨水については自然浸透、それから、生活雑排水については、村道に面している下水道を使用する予定でございます。地元担当委員としまして、許可相当と思われますので、皆様のご審議の方よろしくお願いいいたします。

議 長 ただいま、地元の委員から許可相当との説明がありましたが、ほかにご意見はありませんか。

（「なし」という声あり）

議 長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第3号、番号1について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議 長 全員賛成。よって、議案第3号、番号1は原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第3号、番号1は許可相当として、県知事に意見書を送付します。

次に、議案第3号、番号2について事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第3号、番号2について説明申し上げます。

議案書29ページ、現地確認調書は10ページからとなります。

議案第3号、番号2、図面番号2。農地の所在は大字山子田字柳沢2537番2外1筆。地目は登記簿、現況ともに畑。合計面積は496平米。権利は所有権移転、売買。譲渡人は長岡の方。譲受人は山子田の方。転用目的は一般住宅用地。施設等は一般住宅74.11平米。転用理由、譲受人は現在実家で暮らしており、近く結婚し、子どもも生まれるため将来のことを考え、実家近くに住宅を建てる計画を立てたところ、譲渡人と話がまとまったため、申請地に住宅を建築したいとのことです。譲渡人は譲受人の申出を受け申請地を譲り渡したいとのことです。備考ですが、農振除外済み。農地区分は2種農地。

以上で、議案第3号、番号2の説明を終わります。

議 長 議案第3号、番号2について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員10番、高橋裕君。

高橋委員 農業委員10番、高橋です。

議案第3号、番号2について、事務局長の説明のとおりですが、若干、こちらも補足の説明をしたいと思います。

場所については、柳澤寺の西側、それから自衛隊の官舎の北側というところです。こちらに関しても、現地確認調書の11、12を見ていただきますと、南側が村道、それから、東側宅地、北側も宅地というところになっております。こちらに関しても、雨水に関しては自然浸透、それから、生活雑排水は下水道というところです。担当委員としまして、許可相当と思われますので、皆様のご審議の方をよろしくお願いいたします。

議長 ただいま、地元の委員から許可相当との説明がありましたが、ほかに意見はございませんか。

推進委員。

湯浅委員 10ページの地図だとこの申請地の北側ですか、これが牛舎となっていますけど、これは古いのでこうなっているだけですか。

議長 地図が古い。

湯浅委員 分かりました。結構です。分かりました。

高橋委員 現地なかったです。

議長 ほかにございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 ただいま、なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第3号、番号2について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第3号、番号2は原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第3号、番号2は許可相当として、県知事に意見書を送付します。

次に、議案第3号、番号3について事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第3号、番号3について説明申し上げます。

議案書29ページ、現地確認調書は13ページからとなります。

議案第3号番号3、図面番号3。農地の所在は大字新井字大川1329番1。地目は登

記簿、現況ともに畑。面積は320平米、権利は所有権移転、売買。譲渡人は高崎市の方。譲り受け人甘楽町の方。転用目的は宅地分譲用地、1区画。施設等はありません。転用理由、譲受人は、申請地は日当たりもよく、高崎、前橋への交通の便もよいため、宅地分譲用地として利用したいとのことです。譲渡人は、譲受人の申出を受け、申請地を譲り渡したいとのことです。備考ですが、用途指定地域。農地区分は3種農地。

以上で、議案第3号、番号3の説明を終わります。

議長 議案第3号、番号3について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員12番、小山伸一君。

小山委員 農業委員12番、小山でございます。

ただいまの議案第3号、3番の案件について、事務局長の説明のとおりでございますけれども、地元委員として若干現地情報等補足説明をさせていただきたいと思えます。

現地調書の13、14、15ページをお開き願いたいと思います。

まず、今回の申請地につきましては新井の信号を300メートルほど南に進み、東側のほうに150メートルほど下ったところの村道を、若干、ちょっと、北に入ったところでございます。申請地につきましては、南側に村道から宅地が2軒、それから、接続道路、その宅地等に面して、西側についても宅地、北側と東側が畑というような立地の条件でございます。今回の案件につきましては、所有権移転売買の分譲住宅建設用地というようなことでございます。生活雑排水等につきましては、その南側にある村道の公共下水に接続、また、雨水については自然浸透というような形で対応するということでございます。今回の申請地については、用途地域というようなことと、3種農地、そういうような形の中で、地元委員とすると、周辺に与える、農地に与える影響はないものと思われますので、許可相当と思われます。よって、よろしく皆様のご審議のほどお願いしたいと思えます。

以上でございます。

議長 ただいま、地元の委員から許可相当との説明がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第3号、番号3について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第3号、番号3は原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第3号、番号3は許可相当として、県知事に意見書を送付します。

次に、議案第3号、番号4について事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第3号、番号4について説明申し上げます。

議案書30ページ、現地確認調書は16ページからとなります。

議案第3号、番号4、図面番号4。農地の所在は大字新井字長谷津2513番1。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は575平米。権利は所有権移転、売買。譲渡人は新井の方。譲受人は高崎市の方。転用目的は建て売り分譲住宅用地1区画。施設等は建て売り住宅69.56平米。転用理由、譲受人は高崎市内で不動産業を営んでおり、申請地周辺は交通の利便性が高く、需要が大きく見込まれることから、建て売り分譲住宅用地として利用したいとのことです。譲渡人は、譲受人の申出を受け、申請地を譲り渡したいとのことです。備考ですが、農振除外済み。農地区分は2種農地。

以上で、議案第3号、番号4の説明を終わります。

議長 議案第3号、番号4について事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員4番、飯塚綾子君。

飯塚委員 農業委員4番、飯塚綾子です。

議案3号、番号4の案件につきましては、事務局長のご説明のとおりでございますが、地元担当委員として一言申し上げます。

現地は、県道南新井前橋線と高崎渋川バイパスが交わる下新井の交差点から西方面へ100メートルほどの場所にあります。北が県道東隣りは店舗、南は一般住宅、西は一般住宅と北西に一部農地と接しておりますが、この農地は一段高くなっており、擁壁もあります。西側の境界には水路もあります。このように三方を住宅と店舗に囲まれており、やむを得ない案件と思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいま、地元の委員から許可相当との説明がありましたが、ほかにご意見はございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第3号、番号4について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第3号、番号4は原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第3号、番号4は許可相当として、県知事に意見書を送付します。

次に、議案第3号、番号5について事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第3号、番号5について説明申し上げます。

議案書30ページ、現地確認調書は19ページからとなります。

議案第3号、番号5、図面番号5。農地の所在は大字新井字雛子3190番2。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は342平米。権利は所有権移転、売買。譲渡人は新井の方。譲受人も新井の方。転用目的は店舗用地、理美容室。施設等は店舗104.34平米。転用理由、譲受人は高崎市内で理容師としてサロンを営業しており、独立を考え計画を立てていたところ、申請地を譲り渡してもらえることとなり、また、妻が美容師であるため、美容室として利用したいとのことです。譲渡人は、譲受人の申出を受け、申請地を譲り渡したいとのことです。備考ですが、農振除外済み。農地区分は2種農地。

以上で、議案第3号、番号5の説明を終わります。

議長 議案第3号、番号5について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

推進委員4番、羽鳥静男君。

羽鳥委員 推進委員4番、羽鳥です。

議案第3号、番号5について、事務局長の説明に地元委員として補足説明をさせていただきます。

資料の19ページからとなります。

現地は、高崎渋川バイパスと南新井前橋線の交わる雛子の信号の南東角となります。現地は西側はバイパス、北側は県道、東側は三方公道に囲まれていて、南面は民地で、先月5条の案件で出た物件です。図面にはありませんが、生活用水は合併浄化槽を使用した側溝放流、図面にはありませんが、雨水は場内処理と聞いております。近隣の農地がありませんので、地元委員としては許可相当と思われます。審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいま、地元の委員から許可相当との説明がありましたが、ほかに意見はありませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第3号、番号5について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第3号、番号5は原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第3号、番号5は許可相当として、県知事に意見書を送付します。

次に、議案第3号、番号6について事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第3号、番号6について説明申し上げます。

議案書30ページ、現地確認調書は22ページからとなります。

議案第3号、番号6、図面番号6。農地の所在は大字広馬場字宿4045番。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は550平米。権利は所有権移転、売買。譲渡人は広馬場の方。譲受人は前橋市の方。転用目的は一般住宅用地、施設等は一般住宅130.21平米。転用理由、譲受人は前橋市内でマンション暮らしをしているが、将来を考慮し住宅の建築を考え土地を探していたところ、申請地を譲り受けることができることとなったため、住宅を建築したいとのことです。譲渡人は、譲受人の申出を受け、申請地を譲り渡したいとのことです。備考ですが、農振除外済み。農地区分は1種農地です。

以上で議案第3号、番号6の説明を終わります。

議長 議案第3号、番号6について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

推進委員7番、大山清巳君。

大山委員 推進委員7番、大山です。

ただいまご説明のありました議案第3号番号6について、地元委員として補足させていただきます。

権利の種別は所有権移転、申請目的は一般住宅用地、申請理由については事務局長よりご説明のとおりでございます。場所については、県道渋川安中線の柏木沢の信号の手前、およそ100メートルのところを南東に下りまして、およそ60メートルくらいのところの右側になります。付近の状況については、北側は水路を挟んで宅地、そして、北東側も水路を挟んで道路、村道ですね、西側が一部宅地となっておりますし、南東側が畑、田んぼという状況であります。生活排水については浄化槽を通しまして隣接する水流への放流、そして、雨水については自然浸透かと思われます。現況においては雨水が流れ込む懸念も少しありますけれども、その辺のところは対策を取られ

るものと思われます。そして、1種農地ということではありますが、宅地との隣接をしておりますので、許可相当かと思われますので、皆様方のご審議をお願いいたします。
以上です。

議長 長 ただいま地元の委員から許可相当との説明がありましたが、ほかにご意見はありませんか。

事務局。

富澤書記 事務局の富澤です。

先ほどの1点、補足の説明をさせていただきます。南側については、今回お配りした現地確認調書だと、擁壁がありませんが、代理人に確認したところ南側に擁壁を作る予定があるとのことでしたので、補足の説明とさせていただきます。

以上です。

議長 長 ほかにご意見はございませんか。
(「なし」という声あり)

議長 長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第3号、番号6について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 長 全員賛成。よって、議案第3号、番号6は原案のとおり許可相当とします。
以上、議案第3号、番号6は許可相当として、県知事に意見書を送付します。
ここで全ての議案が審議されましたので、暫時休憩といたします。
開始を11時5分からとします。

(休憩 午前10時50分)

(再開 午前11時05分)

◎報告事項

◎その他

◎閉会

(午前11時45分)